

令和6年度 要請文解説

I 「文教施策・文教関連立法並びに予算措置等に関わる要請」の柱立て

1 第4期教育振興基本計画策定の背景

- * 学びへの意欲や学力・体力の低下及び二極化、規範意識や倫理観の希薄化、いじめ、不登校、学校生活不適應、家庭・地域社会の教育力低下等の教育課題に対峙しなければならない。
- * 教員の超過勤務、とりわけ副校長・教頭の勤務時間は過労死レベルを超えている。この状況で、次世代を担う子供たちの健やかな成長や確かな学力の定着、豊かな心の醸成、たくましい体の育成を実現させねばならない。
- * 部活動指導員、教育業務支援員等の配置を進めなければならない。

2 第4期教育振興基本計画より

- * 超スマート社会（Society5.0）に対応し、学校教育全体が連続性・一貫性を持ち、持続可能な社会を維持・発展させていく人材、主体性・リーダーシップ、理論的思考、チームワーク等を備えた人材の育成が求められている。
- * 共生社会を実現していく上で、多様性を前提とした学習者の観点に立ち、誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰人一人残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出され、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイング（健康で幸せな状態）が実現されるように、制度等の在り方を考えていく必要がある。

3 副校長・教頭の責務について

- * 自らの学校運営力・リーダーシップを発揮する。
- * 資質・能力の高い教職員の人材育成を図る。
- * 「チームとしての学校」を中心とした組織経営力を高める。
- * 魅力ある学校教育を実現する。

4 国及び地方公共団体の責務について

- * 義務教育の質の向上と教育の機会均等の保持、国家戦略として世界に誇る学力と人間性を育成する教育施策を展開することは、国民全ての願いである。
- * 限りある財源の有効活用により、人的・物的教育投資や教育諸条件の整備が重要である。

5 全国公立学校教頭会の組織

- * 教職員の資質の向上と人材の確保が不可欠であるとの認識を持つ。
- * 新たな教職員定数の改善を提言する。
- * 諸々の教育課題に対する教職員等の配置拡充、主幹教諭の全校配置等の施策を提言する。
- * 防災対策・避暑対策を含めた教育の施設・設備等の環境整備を図るよう提言する。
- * 教職員及び教育管理職の地位向上等の施策を講じるよう提言する。

II 「要請事項」要旨

1 義務教育費国庫負担制度の復元・改善、人材確保法の趣旨を堅持する施策並びに教育の機会均等の原則を担保するための施策を講じられるように提言します。

- 国庫負担率が3分の1となり、地方自治体の財政を圧迫して、教育に関連する経費が減らされている。国庫負担率を2分の1に復元することで地方自治体の財政の圧迫を解消し、人材確保法の精神に基づいた教育に関連する経費を確保する必要がある。
- 教育の機会均等と教育水準の向上を目指す上で、教員の資質向上を図る必要がある。そのために、勤務実態調査等の結果を尊重した教員給与制度を実現するための財源を確保する必要がある。
- 三位一体の改革により地方分離に必要な財源が確保された反面、地方自治体によって教育関連予算の実質的な減少や教育格差が見られる。教育にかかわる財源を確保し、教育にかかる費用の保護者負担を抑制するとともに、地域間の教育格差が生じない方策を講じる必要がある。

2 「学校における働き方改革」を進め、学校教育の質の向上と学校の組織的運営を支援する施策を講じられるよう提言します。

- 子供たち一人一人へのきめ細やかな教育を実行するとともに、生徒指導上の諸問題等の様々な教育課題を解決するためには、教職員定数の改善による少人数学級の実現が急務である。義務教育学級編制標準法の改正により、国の制度・負担において国の標準を小・中学校ともに全学年での35人以下学級等の少人数学級とする必要がある。中学校においても早期実現が求められる。
- 少人数学級の実施等、学校が抱える様々な課題に対応するには、加配定数によるものではなく、基礎定数の増員によって実施することが必要である。
- 特別支援教育に関わる対応、外国人児童生徒への支援、いじめ問題への対応等、教員の役割が拡大すると共に一層の専門性が求められている。「チームとしての学校」を実現するため、多様な専門性を持つスタッフの配置、諸条件の整備を推進する必要がある。
- 大学における教職課程を充実させ、質の高い教員を一人でも多く輩出させるような方策を講じる必要がある。近年、専任教員が大幅に不足している。また、産休・育休代替教員の不足が深刻な事態となっている。専任教員はもとより、産育休代替等の臨時的任用教員の拡充などの方策が必要である。
- 学校教育法第37条に基づき副校長・教頭の未配置校の解消と同条第3項による特別な事情における事務職員不配置規定の削除を図り、全ての学校に副校長・教頭と事務職員を配置する必要がある。全公教の調査で、小中学校合わせて189校もの副校長・教頭未配置校がある。事務職兼務の副校長・教頭は、小学校96校(0.7%)中学校42校(0.6%)となっている。「働き方改革」が地域間で温度差なく実現できるよう、国や都道府県が一定の具体策を明確にする必要がある。

3 学校・家庭・地域の連携・協働を深める教育環境整備のための施策が講じられるよう提言します。

- 学校現場において子供たちの安全の確保、防災機能の強化、復興教育支援事業の充実、いじめの未然防止及び早期発見・継続的対応等について人的支援を充実させる必要がある。
- 家庭や地域からの要望が多様化・複雑化する中、学校への要望がすべて学校の責任とするものとはせず、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割と責任を自覚し、保護者や地域が学校運営に参画・支援する制度や家庭教育を支援する機関・組織の充実・拡大を一層推進していく必要がある。
- 天変地異等での災害による学校施設設備の安全が問われている。また、気候の変化による酷暑対策の一環として教室・体育館等学校施設の全館冷暖房化等、学校施設の環境改善が求められている。
- 1人1台端末等ICT機器の適宜更新及び学校や家庭等での活用におけるICT環境の維持・改善に向けた取組を進めていく必要がある。